【公開版】

日本	原燃株式会社
資料番号	濃縮個別 07 R1
提出年月日	令和3年2月17日

放射線による被ばくの防止に係る補足説明資料

本資料は、【濃縮個別 07 RO】の改訂版 (R1) である。改訂内容は以下のとおり。

【濃縮個別 05 RO】の改訂に伴い、当該資料の再掲である「添付 1 申請対象設備の「技術基準規則 第 22 条 遮蔽」への適合要否及び既認可からの変更について」への適合要否及び既認可からの変更について」を【濃縮個別 05 R1】のものに差し替える。(青字部が変更した部分)

なお、上記の変更により本資料で説明している他の項目の説明内容に変更が生じるものはない。

目 次

1.	概要	₹									•]
2.	申請	情対象と技術基準	規則の関係・・・・								•]
3.	設工	二認申請書添付書	類における変更	内容に係	る補足	!説明事項					•]
添付	1	申請対象設備の更について	「技術基準規則	第22条	遮蔽」	への適合	·要否及で	び既認	可か	らの	変
添石	- 9	変更内容に係る:	補兄説明事項に	ついて							

1. 概要

本資料は、第4回申請及び新型遠心機への更新等に係る申請の【放射線による被ばくの 防止に関する説明書】(以下「説明書」という。)において説明した事項に関して、申請内 容の妥当性、記載内容の根拠等について説明するものである。

2. 申請対象と技術基準規則の関係

本施設は、施設の特徴として、取り扱う核燃料物質(未照射のウラン)の放射能が比較 的低いため、遮蔽機能を有する設備等はない。

ウランの取扱量が比較的多い設備を線源として設定して線量評価を行い、通常時において本施設からの直接線及びスカイシャイン線による工場等周辺の線量が原子力規制委員会の定める線量限度を十分下回ることを示す。

今回申請対象の設備の「技術基準規則 第 22 条 遮蔽」への適合要否、適合内容の既認 可からの変更有無等を添付1に示す(補足説明資料 濃縮個別 05 の再掲)。

3. 設工認申請書添付書類における変更内容に係る補足説明事項 説明書での申請内容に関する補足説明を添付2に示す。

添付1

申請対象設備の「技術基準規則 第 22 条 遮蔽」への 適合要否及び既認可からの変更について



設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理

【第4回	申請】											既診	尼可	今回	申請		
												進	蔽	遮	厳	技術基準への適合に関する変更有無の考え方 【既談可】欄	第1回〜第3回申請と今回申請における技術基準への適合に関する変更有
番号	施設区分	設備区分	機器名称	設置場所	数量	単位	申請回	変更区分	DB区分	耐震設計	備考	第二十二条第1項	第二十二条第2項	第二十二条第1項	第二十二条第2項	1908年 7月 mm ・ 適合設明対象外 ・ 適合設明対象外 (今回申請】欄 の : 適合影明対象(変更内容により説明が必要) ・ 適合影明対象(変更がないため説明が不要) ・ 適合説明対象外 ※本施設は連截設備の設置が不要なため、第2項は対象外。	無の考え方の相違点 率申請書においては、施設全体の検照評価と なることから、規則の設備に表記するのでは なく、施設共通として表記した。
3	濃縮施設	カスケード設備	主要配管(RE-2A共通)	2号カスケード棟 2号発回均質棟	-	式	4	改造	非安重	1G		-	-	-	_	内包するウラン量が少ない又は取り扱わないことから線源として設定しないため対象外。	-
4	濃縮施設	カスケード設備	2A製品ブースタポンプ	2号発回均質棟	2	基	4	撤去	-	-		-	_	-	1	同上	-
5	濃縮施設	UF。処理設備	2号発生槽	2号発回均質棟	7	基	4	改造	非安重	1G		-	-	0	_	内包するウラン量から検察として設定するため対象とする。	_
6	濃縮施設	UF。処理設備	2号圧力調整槽	2号発回均質棟	1	基	4	確認	非安重	1G		-	-	-	-	内包するウラン量が少ない又は取り扱わないことから線源として設定しな いため対象外。	-
7	濃縮施設	UF。処理設備	2号製品コールドトラップ	2号発回均質棟	4	基	4	確認	非安重	1G		-	_	0	-	内包するウラン量から線源として設定するため対象とする。	_
8	濃縮施設	UF。処理設備	2号製品回収槽	2号発回均質棟	4	基	4	改造	非安重	1G		-	-	0	-	同上	_
9	濃縮施設	UF。処理設備	2A廃品コールドトラップ	2号発回均質棟	4	基	4	改造	非安重	1G		-	-	0	-	同上	-
10	濃縮施設	UF。処理設備	2号廃品回収槽	2号発回均質棟	14	基	4	改造	非安重	1G		-	-	0	-	同上	-
11	濃縮施設	UF。処理設備	2号捕集排気系ケミカルトラップ NaF)	2号発回均質棟	2	基	4	確認	非安重	1G		-	-	-	-	内包するウラン量が少ない又は取り扱わないことから線源として設定しな いため対象外。	_
12	濃縮施設	UF。処理設備	2号捕集排気系ケミカルトラップ(Al ₂ 0 ₃)	2号発回均質棟	2	基	4	確認	非安重	第1類		_	-	-	-	同上	_
13	濃縮施設	UF。処理設備	2号捕集排気系ロータリポンプ	2号発回均質棟	2	基	4	改造	非安重	第3類		-	-	-	-	同上	-
14	濃縮施設	UF。処理設備	2Aカスケード排気系プースタポンプ (CS系)	2号発回均質棟	1	基	4	改造	非安重	1G		-	-	-	-	同上	-
15	濃縮施設	UF。処理設備	2Aカスケード排気系ケミカルトラップ(NaF)(CS系)	2号発回均質棟	2	基	4	確認	非安重	1G		-	-	-	-	同上	_
16	濃縮施設	UF。処理設備	2Aカスケード排気系ケミカルトラップ(Al ₂ O ₃)(CS系)	2号発回均質棟	2	基	4	確認	非安重	第1類		-	-	-	-	同上	_
17	濃縮施設	UF。処理設備	2Aカスケード排気系ロータリポンプ(CS系)	2号発回均質棟	1	基	4	既設	非安重	第3類		-	-	-	-	同上	_
18	濃縮施設	UF。処理設備	2号カスケード排気系プースタポンプ(CB系)	2号発回均質棟	1	基	4	改造	非安重	1G		-	-	-	-	同上	_
19	濃縮施設	UF。処理設備	2号カスケード排気系ケミカルトラップ (NaF) (CB系)	2号発回均質棟	2	基	4	確認	非安重	1G		-	-	-	-	同上	_
20	濃縮施設	UF。処理設備	2号カスケード排気系ケミカルトラップ(Al ₂ O ₃)(CB系)	2号発回均質棟	2	基	4	確認	非安重	第1類		-	-	-	-	同上	_
21	濃縮施設	UF。処理設備	2号カスケード排気系ロータリポンプ(CB系)	2号発回均質棟	1	基	4	既設	非安重	第3類		-	_	-	-	同上	-
22	濃縮施設	UF。処理設備	2号一般パージ系コールドトラップ	2号発回均質棟	3	基	4	確認	非安重	1G		-	-	-	-	同上	-
23	濃縮施設	UF。処理設備	2号一般パージ系プースタポンプ	2号発回均質棟	4	基	4	確認	非安重	1G		_	_	_	_	同上	_
24	濃縮施設	UF。処理設備	2号一般パージ系ケミカルトラップ NaF)	2号発回均質棟	4	基	4	確認	非安重	1G		_	_	_	_	同上	_
25	濃縮施設 濃縮施設	UF。処理設備 UF。処理設備	2号一般パージ系ケミカルトラップ (Al ₂ 0 ₃) 2号一般パージ系ロータリポンプ	2号発回均質棟 2号発回均質棟	4	基基	4	確認 既設	非安重	第1類 第3額		\vdash		_	_	同上	_
26 27	機縮施設	UF。処理設備	主要配管	2号発回均質棟	-	左式	4	改造	非安重	%3項 1G		<u> </u>		_	_	同上	_
70		G体廃棄物の廃棄設	1AB中間室系送風機	2号光四の貝様 1号カスケード棟	2	基	4	既設	非安重	第3類		_		_	_	同上	_
71	施設 放射性廃棄物の廃棄	備 気体廃棄物の廃棄設	1CD中間宝系送風機	1号カスケード棟	(内予備1)	基	4	既設	非安重	第3類		<u> </u>		_	_	同上	_
72	施設 放射性廃棄物の廃棄	備 気体廃棄物の廃棄設	1号中間宝系排風機	中央操作棟	(内予備1)	基	4	既設	非安重	第3類		<u> </u>		_	_	同上	_
73	施設 放射性廃棄物の廃棄	備 気体廃棄物の廃棄設	1号発生回収室系送風機	中央操作棟	(内予備1)	基	4	既設	非安重	第3類		<u> </u>		_	_	同上	_
74	施設 放射性廃棄物の廃棄	備 気体廃棄物の廃棄設	1号発生回収至示逻M機 1号発生回収室系選気送風機	中央操作棟	(内予備1)	基	4	既設	非安重	第3類		_		_	_	同上	_
75	施設 放射性廃棄物の廃棄	備 気体廃棄物の廃棄設	1 5 光工四以玉示足 以 区	中央操作棟	(内予備1)	基	4	既設	非安重	第3類		_		_	_	同上	_
(1)	施設	備	8 性那小だ性玉皮風機	T大採F保	(内予備1)	基	4	既試	非女里	州の現			_	_	_	IN.E.	_

【第4回	申請】											既認	忍可	今回	申請		
												rate	201	'was	attr.	技術基準への適合に関する変更有無の考え方	第1回~第3回申請と今回申請におけ
												進	離文	遮	報文	【既認可】欄 ○:適合說明対象	る技術基準への適合に関する変更有 無の考え方の相違点
番号	施設区分	設備区分	機器名称	設置場所	数量	単位	申請回	変更区分	DB区分	耐震設計	備考	第二十二条第1項	第二十二条第2項	第二十二条第1項	第二十二条第2項	○ : 適合金明対象外 【今回申謝】欄 ○ : 適合金明対象(変更内容により説明が必要) ○ : 適合金明対象外(旋説可から変更がないため説明が不要) - : 適合説明対象外 ※本施設は連載設備の設置が不要なため、第2項は対象外。	※申請書においては、施設全体の線膜評価と なることから、個別の設備に表記するのでは なく、施設共通として表記した。
76	放射性廃棄物の廃棄	気体廃棄物の廃棄設	1号発生回収室系排風機	中央操作棟	2	基	4	既設	非安重	第3類		_	_	_	_	同上	_
77	施設 放射性廃棄物の廃棄	伽 気体廃棄物の廃棄設	1号均質室系送風機	中央操作棟	(内予備1)	基	4	既設	非安重	第3類		_	_	_	_	同上	_
78	施設 放射性廃棄物の廃棄	備 気体廃棄物の廃棄設	1号均質室系還気送風機	中央操作棟	(内予備1)	基	4	確認	非安重	第2類		_	_	_	_	同上	_
79	施設 放射性廃棄物の廃棄	備 気体廃棄物の廃棄設	分析室送風機	中央操作棟	(内予備1) 2 (内予備1)	基	4	既設	非安重	第3額		_	_	_	_	同上	_
80	他設 放射性廃棄物の廃棄	伽 気体廃棄物の廃棄設	1号均質室系排風機	中央操作棟	2	基	4	確認	非安重	第1類		_	_	_	_	同上	_
81	施設 放射性廃棄物の廃棄	備 気体廃棄物の廃棄設	2号発回均質棟系送風機	中央操作棟	(内予備1)	基	4	既設	非安重	第3類		_	_	_	_	同上	_
82	他設 放射性廃棄物の廃棄	伽 気体廃棄物の廃棄設	2号発回均質棟系排風機	中央操作棟	(内予備1)	基	4	確認	非安重	第1類			_	_	_	同上	_
83	施設 放射性廃棄物の廃棄 施設	無 気体廃棄物の廃棄設	1号発生回収室系排気フィルタユニット	中央操作棟	(内予備1) 13 (内予備1)	基	4	既設	非安重	第3類		_	_	_	_	同上	_
84	他設 放射性廃棄物の廃棄	伽 気体廃棄物の廃棄設	1号発生回収室系還気フィルタユニット	中央操作棟	(内子帽1) 16 (内子備1)	基	4	既設	非安重	第3類		_	_	_	_	同上	_
85	他設 放射性廃棄物の廃棄	伽 気体廃棄物の廃棄設	1号中間室系排気フィルタユニット	中央操作棟	12	基	4	既設	非安重	第3類		_	_	_	_	同上	_
86	他設 放射性廃棄物の廃棄	無 気体廃棄物の廃棄設	1号均質室系排気フィルタユニット	中央操作棟	(内予備1) 14 (内予備1)	基	4	確認	非安重	第1類		_	_	_	_	同上	_
87	施設 放射性廃棄物の廃棄 施設	伽 気体廃棄物の廃棄設	1号均質室系還気フィルタユニット	中央操作棟	(内子帽1) 13 (内子借1)	基	4	確認	非安重	第2類		_	_	_	_	同上	_
88	施設 放射性廃棄物の廃棄	伽 気体廃棄物の廃棄設 供	2号発回均質棟系排気フィルタユニット	中央操作棟	(内子帽1) 13 (内子備1)	基	4	確認	非安重	第1類		_	_	_	_	同上	_
89	胞収 放射性廃棄物の廃棄	m 気体廃棄物の廃棄設	1 号局所排気装置	中央操作棟	1	基	4	既設	非安重	第3類		_	_	_	_	同上	_
90	爬取 放射性廃棄物の廃棄 施設	m 気体廃棄物の廃棄設	1 号局所排気フィルタユニット	中央操作棟	2 (内予備1)	基	4	既設	非安重	第3類		_	_	_	_	同上	_
91	他収 放射性廃棄物の廃棄	m 気体廃棄物の廃棄設	1 号局所排風機	中央操作棟	(内子備1)	基	4	既設	非安重	第3類		_	_	_	_	同上	_
92	放射性廃棄物の廃棄	m 気体廃棄物の廃棄設	2号局所排気フィルタユニット	中央操作棟	(内子備1)	基	4	既設	非安重	第3類		_	_	_	_	同上	_
93	施設 放射性廃棄物の廃棄 施設	伽 気体廃棄物の廃棄設 供	2号局所排風機	中央操作棟	(内子備1)	基	4	既設	非安重	第3類		_	_	_	_	同上	_
94	放射性廃棄物の廃棄	m 気体廃棄物の廃棄設	1号給気ダクト	ウラン濃縮建屋他	(P17*1#1)	式	4	確認	非安重	第1,3類		_	_	_	_	同上	_
95	放射性廃棄物の廃棄	m 気体廃棄物の廃棄設	2号給気ダクト	ウラン濃縮建屋他	_	式	4	確認	非安重	第1,3類		_	_	_	_	同上	_
96	他収 放射性廃棄物の廃棄	m 気体廃棄物の廃棄設	1号還気ダクト	ウラン濃縮建屋他	_	式	4	確認	非安重	第1, 2, 3類		_	_	_	_	同上	_
97	爬取 放射性廃棄物の廃棄 施設	m 気体廃棄物の廃棄設 借	1号局所排気ダクト	ウラン濃縮建屋他	_	式	4	確認	非安重	第1,3類		_	_	_	_	同上	_
98	放射性廃棄物の廃棄	m 気体廃棄物の廃棄設 借	2号局所排気ダクト	ウラン濃縮建屋他	_	式	4	確認	非安重	第1,3類		_	_	_	_	同上	_
99	放射性廃棄物の廃棄	m 気体廃棄物の廃棄設 借	1号排気ダクト	ウラン濃縮建屋他	_	式	4	確認	非安重	第1, 2, 3類		_	-	-	-	同上	_
100	放射性廃棄物の廃棄	m 気体廃棄物の廃棄設 供	2号排気ダクト	ウラン濃縮建屋他	_	式	4	確認	非安重	第1,2類		_	-	-	_	同上	_
153	放射線管理施設	m 放射線監視・測定設 曲	排気用HFモニタA	中央操作棟	1	台	4	確認	非安重	第2類		-	-	-	-	同上	_
154	放射線管理施設	m 放射線監視・測定設 備	排気用HFモニタB	中央操作棟	1	台	4	確認	非安重	第2類		_	-	-	-	同上	_
155	放射線管理施設	m 放射線監視・測定設 曲	発生回収室換気用モニタ	中央操作棟	1	台	4	確認	非安重	第2類		_	_	_	-	同上	_
156	放射線管理施設	m 放射線監視・測定設 備	均質室換気用モニタ	中央操作棟	1	台	4	確認	非安重	第2類		_	-	-	-	同上	_
157	放射線管理施設	m 放射線監視・測定設 備	エアスニッファ	_	-	-	4	確認	非安重	第3類		_	_	-	-	同上	_
158	放射線管理施設	m 放射線監視・測定設 曲	サーベイメータ	_	-	-	4	確認	非安重	-		_	-	_	-	同上	_
159	放射線管理施設	m 放射線監視・測定設 備	積算終量計	_	-	-	4	確認	非安重	-		_	-	-	-	同上	_
160	放射線管理施設	m 放射線監視・測定設 備	ダストサンプラ	_	-	-	4	確認	非安重	-		-	-	-	-	同上	-
161	放射線管理施設	m 放射線監視・測定設 備	可搬式HF検知警報装置	_	-	-	4	確認	非安重	-		-	-	-	-	同上	-
165	放射線管理施設	加 放射線監視・測定設 備	モニタリングポスト	周辺監視区域境界付近	3	台	4	確認	非安重	第3類		-	_	_	-	同上	-

【第4回	申請】											既調	認可	今回	申請		
													蔽		蔽	技術基準への適合に関する変更有無の考え方	第1回〜第3回申請と今回申請における技術基準への適合に関する変更有
番号	施設区分	設備区分	機器名称	設置場所	数量	単位	申請回	変更区分	DB区分	耐震設計	備考	第二十二条第1項	第二十二条第2項	第二十二条第1項	第二十二条第2項	【既認可】欄 ○ : 適合設明対象	無の考え方の相違点 ※申請書においては、接診全体の展展評価 なることから、 なく、施設共通として表記した。
166	放射線管理施設	試料分析関係設備	放射能測定装置	_	_	-	4	確認	非安重	-		-	-	-	-	同上	_
167	放射線管理施設	個人管理用測定設備	個人線量計	_	_	-	4	確認	非安重	-		-	-	-	-	同上	_
168	放射線管理施設	出入管理関係設備	ゲート	_	-	-	4	確認	非安重	-		-	-	-	-	同上	-
169	放射線管理施設	出入管理関係設備	退出モニタ	_	-	-	4	確認	非安重	-		-	-	-	-	同上	_
170	放射線管理施設	出入管理関係設備	シャワー	_	-	-	4	確認	非安重	-		-	-	-	-	同上	_
171	放射線管理施設	その他の放射線防護 設備	放射線防護具類	_	-	_	4	確認	非安重	-		_	_	-	-	同上	-
172	放射線管理施設	その他設備	気象観測機器	_	-	-	4	確認	非安重	-		-	-	-	ı	同上	-
173	放射線管理施設	その他設備	放射能観測車	_	-	-	4	確認	非安重	-		-	-	-	ı	同上	-
177	その他の加工施設	非常用設備	消火器		-	-	4	確認	非安重	-		-	-	-	ı	巨上	_
178	その他の加工施設	非常用設備	消火設備	_	-	-	4	確認	非安重	-		-	-	-	-	同上	-
179	その他の加工施設	非常用設備	屋外消火栓設備	_	-	-	4	改造	非安重	-		-	-	-	-	同上	_
181	その他の加工施設	非常用設備	防火水槽	_	-	-	4	新設	非安重	-		-	-	-	-	同上	_
186	その他の加工施設	非常用設備	1号無停電電源装置	中央操作棟	4	台	4	確認	非安重	第2類		-	-	-	-	同上	_
187	その他の加工施設	非常用設備	2号無停電電源装置	中央操作棟	6	台	4	改造	非安重	第2類		-	-	-	-	同上	-
188	その他の加工施設	非常用設備	直流電源設備 (蓄電池盤)	中央操作棟	2	台	4	改造	非安重	第2類		-	-	-	-	同上	_
189	その他の加工施設	非常用設備	直流電源設備 (充電器盤)	中央操作棟	3	台	4	改造	非安重	第2類		-	-	-	-	同上	_
239	濃縮施設	カスケード設備	圧力計(製品濃縮度))	2号発回均質棟	2	台											
240	濃縮施設	カスケード設備	差圧計(製品濃縮度 ■■■■■))	2号発回均質棟	2	台											
241	濃縮施設	カスケード設備	圧力計(製品濃縮度))	2号発回均質棟	2	台	4	改造	非安重	第3類	カスケード設 備主要配管の 計測制御系	-	-	-	-	同上	_
242	濃縮施設	カスケード設備	濃縮度測定装置	2号発回均質棟	2	台					正例例仰尔						
243	_	_	圧力・流量及び濃縮度測定装置による濃縮度管理のインターロッ	_	_	_											
244	_	_	地震計(水平)	中央操作棟	6	台											
245	_	_	地震計 (鉛直)	中央操作棟	6	台	4	新設	非安重	第3類	第1類に用いる 地震力を用い て耐震性を評	-	_	_	_	同上	_
246	_	_	地震発生時のカスケード排気のインターロック, 地震発生時の加 熱停止のインターロック	_	-	-					価						
247	濃縮施設	UF。処理設備	圧力計 (原料シリンダ内圧力)	2号発回均質棟	7	台											
248	濃縮施設	UF ₆ 処理設備	測温抵抗体 (発生槽内温度)	2号発回均質棟	7	台	4	確認	非安重	第3類	2号発生槽の計 測制御系	-	-	_	_	同上	_
249	_	_	圧力異常高又は温度異常高による加熱停止のインターロック	_	_	_					PARTITION AND ADDRESS OF THE PARTITION AND ADDRESS OF THE PARTIES AND ADDRESS OF THE PARTITION ADDRESS OF THE PARTITION AND ADDRESS						
250	濃縮施設	UF。処理設備	測温抵抗体(温水ユニット温度)	2号発回均質棟	2	台					off male debt of						
251			温水ユニット温度高高による加熱停止のインターロック		_	_	4	確認	非安重	第3類	2号発生槽の計 測制御系	_	_	_	-	同上	-
252	濃縮施設	UF。処理設備	圧力計(製品コールドトラップ内圧力)	2号発回均質棟	4	台											
253	濃縮施設	UF。処理設備	測温抵抗体(製品コールドトラップ内温度)	2号発回均質棟	4	台	4	確認	非安重	第3類	2号製品コール ドトラップの 計測制御系	-	-	_	-	同上	-
254	-	-	圧力異常高又は温度異常高による加熱停止のインターロック	_	-	-											

【第4回	申請】											既認	忍可	今回	申請		
												遮	蔽	遮	蔽	技術基準への適合に関する変更有無の考え方	第1回〜第3回申請と今回申請における技術基準への適合に関する変更
番号	施設区分	設備区分	機器名称	設置場所	数量	単位	申請回	変更区分	DB区分	耐震設計	備考	第二十二条第1項	第二十二条第2項	第二十二条第1項	第二十二条第2項	【既認可】欄 ○ : 適合会明対象 ○ : 適合会明対象 【今回申謝】欄 ○ : 適合会明対象外 《変更内容により説明が必要) △ : 適合会明対象外 (仮認可から変更がないため説明が不要) ○ : 適合説明対象外 ※本施設は連載設備の設置が不要なため、第2項は対象外。	無の考え方の相連点 ※申請書においては、施数全体の展開評価 だることから、個別の設備に表記するのでは なく、施設実通として表記した。
255	濃縮施設	UF。処理設備	圧力計 (製品ガス移送ヘッダ圧力)	2号発回均質棟	2	台					2号製品コール						
256	_	_	製品ガス移送ヘッダ配管圧力異常上昇によるガス移送停止のイン ターロック	_	-	_	4	確認	非安重	第3類	ドトラップの 計測制御系	-	_	-	-	同上	_
257	濃縮施設	UF。処理設備	重量計 (シリンダ重量)	2号発回均質棟	4	台					2号製品回収槽						
258	-	-	重量異常高による過充填防止のインターロック	-	-	-	4	確認	非安重	第3類	の計測制御系	-	_	-	-	同上	_
259	濃縮施設	UF。処理設備	圧力計 (2A廃品コールドトラップ内圧力)	2号発回均質棟	4	台											
260	濃縮施設	UF。処理設備	測温抵抗体 (2A廃品コールドトラップ内温度)	2号発回均質棟	4	台	4	確認	非安重	第3類	2A廃品コール ドトラップの	-	_	-	_	同上	_
261	-	-	圧力異常高又は温度異常高による加熱停止のインターロック	-	-	-					計測制御系						
262	濃縮施設	UF。処理設備	圧力計 (廃品ガス移送ヘッダ圧力)	2号発回均質棟	2	台					2A廃品コール						
263	-	_	廃品ガス移送ヘッダ配管圧力異常上昇によるガス移送停止のイン ターロック	-	-	-	4	確認	非安重	第3類	ドトラップの 計測制御系	-	_	-	_	同上	_
264	濃縮施設	UF。処理設備	重量計 (シリンダ重量)	2号発回均質棟	8	台	,	796-988	H-strate	date o siera	2号廃品回収槽	_		_	_	prof. L.	
265	濃縮施設	_	重量異常高による過充填防止のインターロック	-	-	-	4	確認	非安重	第3類	の計測制御系	_	_	_	_	同上	_
266	-	_	廃品回収槽回収停止による待機槽回収開始インターロック	_	-	-	4	確認	非安重	第3類	2号廃品回収槽 の計測制御系	-	-	-	-	同上	-
267	_	_	ロータリポンプ停止に伴う入口弁関のインターロック	_	-	_	4	確認	非安重	第3類	2号捕集排気系 ロータリポン プの計測制御 系	-	-	-	-	同上	-
268	-	-	ロータリポンプ停止に伴う入口弁関のインターロック	-	-	_	4	確認	非安重	第3類	2Aカスケード 排気系ロータ リポンプ (CIS 系),2号カス ケード排気系 ロータリポン プ (CB系)の 計測制御系	_	-	-	-	阿上	-
269	濃縮施設	UF ₆ 処理設備	圧力計 (2号一般パージ系コールドトラップ内圧力)	2号発回均質棟	3	台					2号一般パージ						
270	濃縮施設	UF。処理設備	測温抵抗体 (2号一般パージ系コールドトラップ内温度)	2号発回均質棟	3	台	4	確認	非安重	第3類	系コールドト ラップの計測	-	-	-	-	同上	_
271	-	_	圧力異常高又は温度異常高による加熱停止のインターロック	_	-	-					制御系						
272	濃縮施設	均質・プレンディン グ設備	圧力計 (均質槽F) (均質槽入口圧力)	2号発回均質棟	2	台					2号―般パージ						
273	濃縮施設	UF。処理設備	圧力計 (原料シリンダ槽) (原料シリンダ槽入口圧力)	2号発回均質棟	1	台	4	確認	非安重	第3類	系コールドト ラップの計測	-	_	-	-	同上	_
274	-	-	回収側槽類圧力異常上昇によるガス移送停止のインターロック	_	-	-					制御系						
275	-	_	ロータリポンプ停止に伴う入口弁閉のインターロック	-	-	-	4	確認	非安重	第3類	2号―般パージ 系ロータリボ ンプの計測制 御系	_	-	-	-	同上	-
315	放射性廃棄物の廃棄 施設	気体廃棄物の廃棄設 備	差圧計(第1種管理区域(負圧))	1号カスケード棟	5	台					1号中間室系排						
316	-	-	第1種管理区域の排気機能維持	_	-	-	4	確認	非安重	第3類	風機の計測制 御系	-	-	-	-	同上	_
317	放射性廃棄物の廃棄 施設	気体廃棄物の廃棄設	差圧計(第1種管理区域(負圧))	1号発回均質棟	7	台		7de 29	非安香	笠の網	1号発生回収室					led 1-	

第1種管理区域の排気機能維持

設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理

【笛4回由譜】

【第4回	申請】											既認	忍可	今回	申請		
番号	施設区分	設備区分	機器名称	設置場所	数量	単位	申請回	変更区分	DB区分	耐震設計	備考	第二十二条第1項	一	第二十二条第1項	一 第二十二条第2項	技術基準への適合に関する変更有無の考え方 [既認可] 欄 ○ : 適合金明対象 ○ : 適合金明対象外 【今回申期】欄 ○ : 適合金明対象外 (変更内容により説明が必要) △ : 適合金明対象外 ○ : 適合金明対象外 ○ : 適合金明対象外 ※本施設は連載設備の設置が不要なため、第2項は対象外。	第1回・第3回申請と今回申請におけ る技術基準への適合に関する変更有 無の考え力の相違品 安申請書においては、施設全体の線原評価と なることから、個別の設備に表記するのでは なく、施設共通として仮記した。
319	放射性廃棄物の廃棄 施設	気体廃棄物の廃棄設 備	差圧計(第1種管理区域(負圧))	1号発回均質棟	8	台	,	796-1951	-th-self-reffe	第3額	1号均質室系排	_	_			面上	
320	-		第1種管理区域の排気機能維持	-	_	_	4	確認	非安重	外の現	風機の計測制 御系	_	_	_	-	四上	_
321	放射性廃棄物の廃棄 施設	気体廃棄物の廃棄設 備	差圧計(第1種管理区域(負圧))	2号発回均質棟	8	台	4	確認	非安重	第3額	2号発回均質棟 系排風機の計	_	_	_	_	回上	
322	_	_	第1種管理区域の排気機能維持	_	_	-	4	WEST	介女里	男の現	州制御系				_	M.E	_



設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理

【遠心	機更新】											既	認可	今回	申請		
番号	施設区分	設備区分	機器名称	設復場所	数量	単位	申請回	変更区分	DB区分	耐疾設計	備考	第二十二条第1項	● 第二十二条第2項	第二十二条第1項		技術基準への適合に関する変更有無の考え方 [既認可] 欄 ○: 適合象明対象 ○: 適合象明対象 (全回申期] 欄 ○: 適合象明対象外 (医認可から変更がないため説明が不要) ○: 適合象明対象外 ○: 適合象明対象外 ○: 適合象明対象外 ○: 適合象明対象外 ※本施設は這截設備の設置が不要がため、第2項は対象外。 ※本施設は這截設備の設置が不要がため、第2項は対象外。 ※本施設は這截設備の設置が不要がため、第2項は対象外。 ※本施設はご直載設備の設置が不要がため、第2項は対象外。 ※本施設はご直載設備の設置が不要がため、第2項は対象外。 ※本施設はご直載設備の設置が不要がため、第2項は対象外。 ※本施設はご直載設備となることから、値別の設備に表記するのではなく、施設共通として表記した。	第1回〜第3回申請と今回申請における技術基準への適合に関する変更有 然の表表表表の相違点 を申請書においては、施設全体の線源評価と なることから、値別の設備に表記するのでは なく、施設未適として表記した。
1	濃縮施設	カスケード設備	遠心分離機 (RE	2号カスケード棟		機	新型遠心機 の更新等	新設	非安重	16		-	-	0	-	内包するウラン量から線源として設定するため対象とする。	-
2	濃縮施設	カスケード設備	主要配管(RE	2号カスケード棟 2号発回均質棟	_	式	新型遠心機 の更新等	新設	非安重	1G		-	-	-	-	内包するウラン量が少ない又は取り扱わないことから線源として設定しな いため対象外。	-
3	濃縮施設	高周波電源設備	高周波インバータ装置	2号カスケード棟		台	新型遠心機 の更新等	新設	非安重	第3類		_	-	-	-	同上	-
4	_	_	遠心機過回転防止機能	2号カスケード棟	_	-	新型遠心機	新設	非安重	第3類	波インバータ	_	_	_	-	同上	_

[※]表中の赤字は、設工認申請書の記載の適正化を図る箇所を示す。

添付 2

変更内容に係る補足説明事項について

設工認申請書	補足説明	備考
1. 概要 本資料は、「加工施設の技術基準に関する規則(以下「技術基準規則」という。)」第22条に基づき、放射線による被ばくの防止について説明するものである。 本資料では、本工事完了後の本施設について、基本設計方針で示した公衆の被ばく線量を合理的に達成可能な限り低減させる対策により、工場からの直接線及びスカイシャイン線による工場等周辺の線量が、原子力規制委員会の定める線量限度より十分下回ることについて説明するものである。		
2. 基本方針 本施設は、事業変更許可申請書に示すとおり、施設の特徴として、取り扱う核燃料物質(未照射ウラン)の放射能が比較的低いことを踏まえ、周辺監視区域外の線量及び従事者の線量が、「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示(平成27年8月31日原子力規制委員会告示第8号)」(以下「線量告示」という。)で定められた線量限度を超えないことはもとより、公衆の被ばく線量及び従事者が立ち入る場所における線量を合理的に達成できる限り低くするための対策を講じる。本施設からの直接線及びスカイシャイン線による工場等周辺の線量が線量告示で定められた線量限度を十分下回ることを線量評価により確認する。		
3. 貯蔵等に起因する一般公衆に対する外部放射線による終量評価 実効線量の計算は、「発電用軽水型原子炉施設の安全審査における一般公衆の線量評価について(平成元年 3 月 27 日原子力安全委員会 7 承)」を参考にするとともに、十分信頼性のある計算コードを用いる。 <u>評価が安全側</u> となるよう、本申請の変更内容(1 次~5 次申請)に加えて、事業変更許可申請書で示したその他の変更内容(新 型或心機への更新等)を含めた条件にて評価する。 (注1)	っては、大量のウランを内包する機器を線源機器として設定し、機器の構成部材(鉄)、建屋(コンクリ	

設工認申請書

3.1 計算方法

計算に用いる線源を設定し、図1に示す手順により計算を行う。(柱2)

(1) 線源強度の算出

ウランの線源強度及びエネルギスペクトルは、表1に示す線源条件のウランの濃縮度及び貯蔵等の経過時間を考慮し、燃焼計算コード(ORIGEN-2)により計算する。

(2) 等価点線源強度の算出

既設の機器及び撤去した使用済遠心機等に内包するウラン量により、計算に用いる線源を設定する。(線源として計算に用いる既設の機器及び使用済遠心機等を以下「線源機器」という。)

線源機器を表 1 に示す線源条件の UF₆ 充填量を加味し、その内容積に等価な球形にモデル化し、モデル毎の表面から空気中に出ていく光子の流れ密度(+J)を一次元輸送計算コード(ANISN)により計算する。

なお、線源機器のモデル化に際しては、充填したウランの自己遮へいが無い空の状態を仮定し、線源機器の 板厚による放射線の低減効果を考慮する。

上記計算結果から等価点線源強度への変換は、モデルの表面から空気中に出ていく光子の流れ密度 (+J) にモデルの表面積を乗じて求める。

(3) 評価点の設定

ウラン及び放射性廃棄物の貯蔵等を行う各建屋からの直接線及びスカイシャイン線による実効線量の和を図2 に示すウラン濃縮建屋の排気口を中心に、十六方位の周辺監視区域境界地点について計算する。また、計算の結果十六方位の評価点のうち、線量が最大となる NNE 方位の評価点の結果について示す。

(4) 直接線及びスカイシャイン線の算出

モデル毎の等価点線源強度と建屋の線源として有効な線源機器の数量を乗じて建屋の線源強度を求め、点線源の位置を建屋の評価点に近い壁(直接線の計算)及び建屋の中央(スカイシャイン線の計算)に設定する。表2に建屋の線源として有効な線源機器の数量を示し、図3に点線源の位置及び建屋モデル図を示す。直接線による線量の計算は点減衰核積分計算コード(QAD)を用い、スカイシャイン線による線量の計算には一回散乱線計算コード(SCATTERING)を用いる。(註3)

(注2) 評価概要は以下のとおり 直接線及びスカイシャイン線の評価概要 評価ステップ 概念図 STEP 1 (3.1(1)) ウランの同位体組成(²³⁴U, ²³⁵U及び ²³⁸U 劣化ウランは天然ウラン 天然/劣化 濃縮ウラン の含有割合)から、ORIGEN-2 により単 相当として評価 ²³⁵U:6% ウラン 位ウラン量当りの線源強度を計算する。 ²³⁵U:0. 7 % STEP 2 (表1) 工場内のウランを内包する機器(充填 UF。をガス移送して空になる機器を含 コールドトラップ む)を線源機器として選定する。 STEP 3 (3.1(2)) 機器に内包するウラン量と機器の部材 容積等価球モデル 等価点線源 (鉄等)による遮へい効果等を考慮し、 空気 機器毎の線源強度を ANISN により計算 する。 STEP 4 (3.1(4)) 建屋 機器が設置されている建屋のコンクリー 線源位置は評価地点に近い壁側に設定 ト壁による減衰効果等を考慮し、機器か ら直接評価地点にまで届く放射線量を 放射線(ガンマ線) 評価地点 QAD により計算する。(直接線) X mSv STEP 5 (3.1(4)) 散乱 機器が設置されている建屋の天井コン 放射線(ガンマ線)

補足説明

機器が設置されている建屋の天井コンクリートによる減衰効果等を考慮し、空気中の散乱によって評価地点にまで届く放射線量を SCATTERING により計算する。(スカイシャイン線)

STEP 6

STEP4 の直接線と STEP5 のスカイシャイン線による評価地点の放射線量を合計し、評価地点の線量を算出する。

散乱 建屋 線源は建屋中心に設定 ・ Y mSv

(注3) 一回散乱線計算コード (SCATTERING) について

SCATTERING コードは、スカイシャイン線量計算のために Los Alamos Laboratory で開発された多群 y 線散乱線量計算コード (G33 コード) を参考に開発されたコードである。G33 コードは、線源から一回散乱点に至る途中に設置された遮へい体での散乱効果が計算されないため、天井遮へいのあるような計算モデルでは過少評価になる可能性がある。これに対し、SCATTERING コードは線源から一回散乱点に至る途中に設けられた遮へい体による散乱効果も含めて計算できるようになっている。

建屋

SCATTERING コードは、国内PWRプラント(美浜、高浜、大飯、玄海、川内、伊方、敦賀及び泊発電所)での使用実績がある。

・計算方法は、既

認可から変更

なし

評価地点

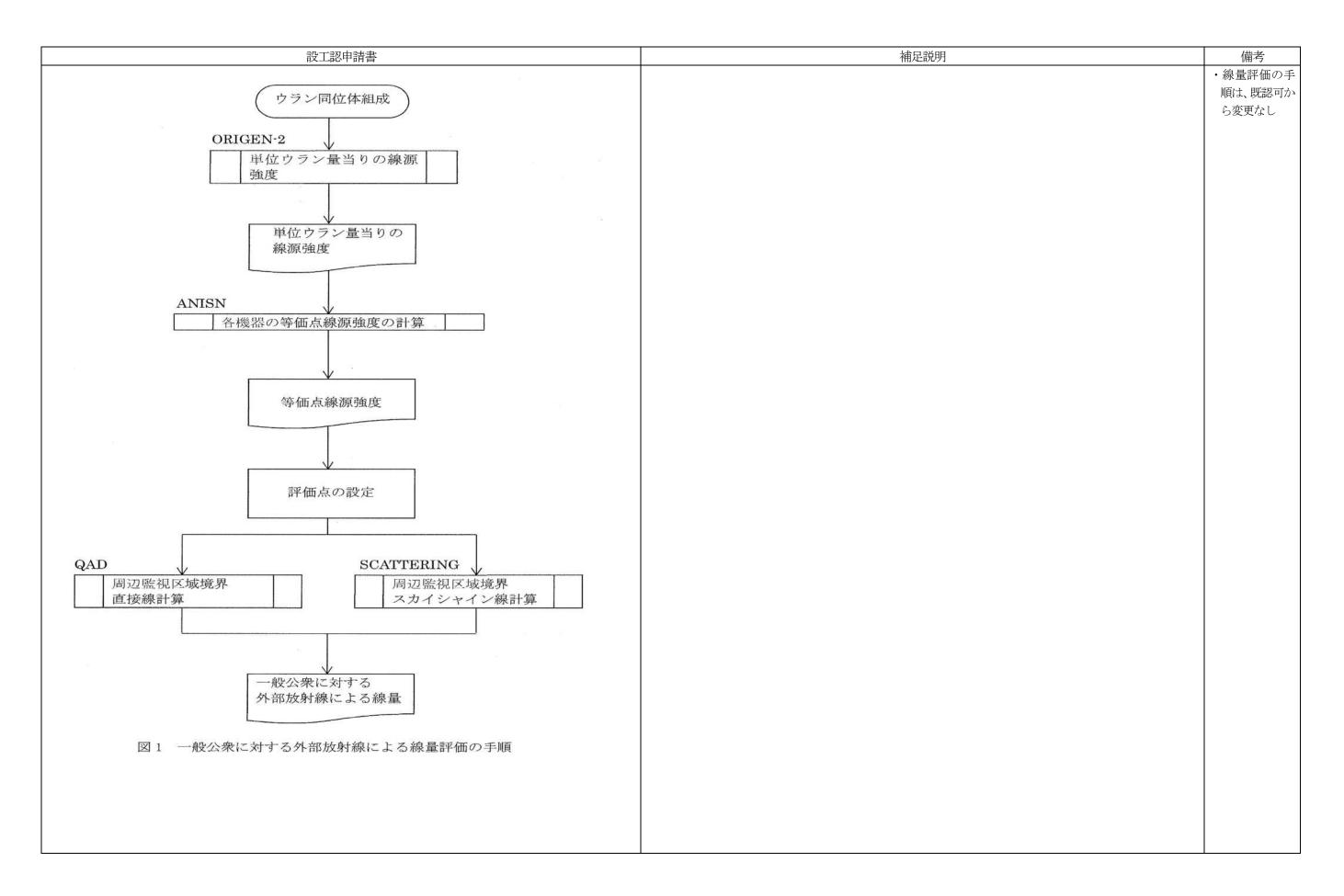
(X+Y)mSv

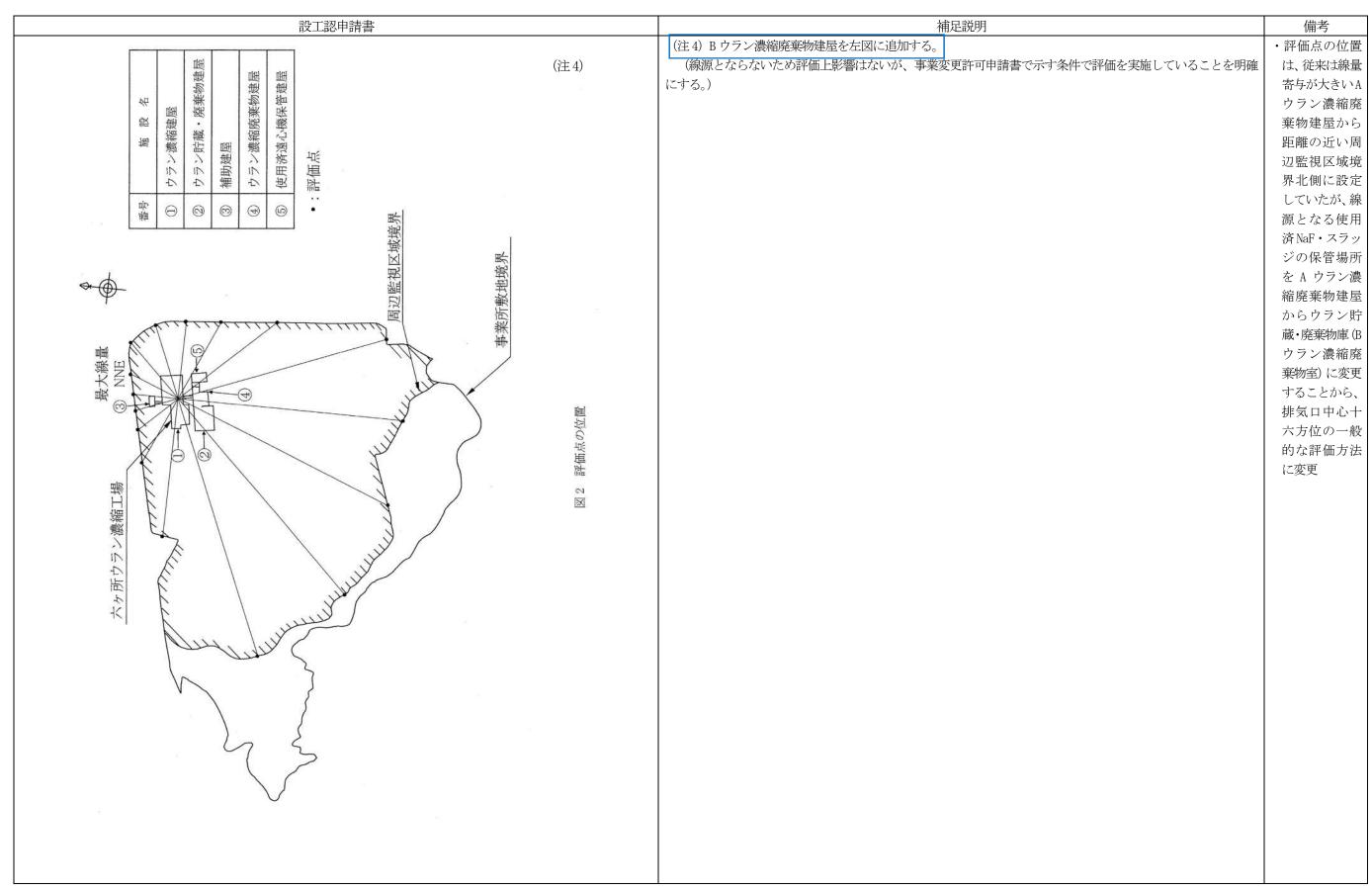
備考

・計算方法は、既

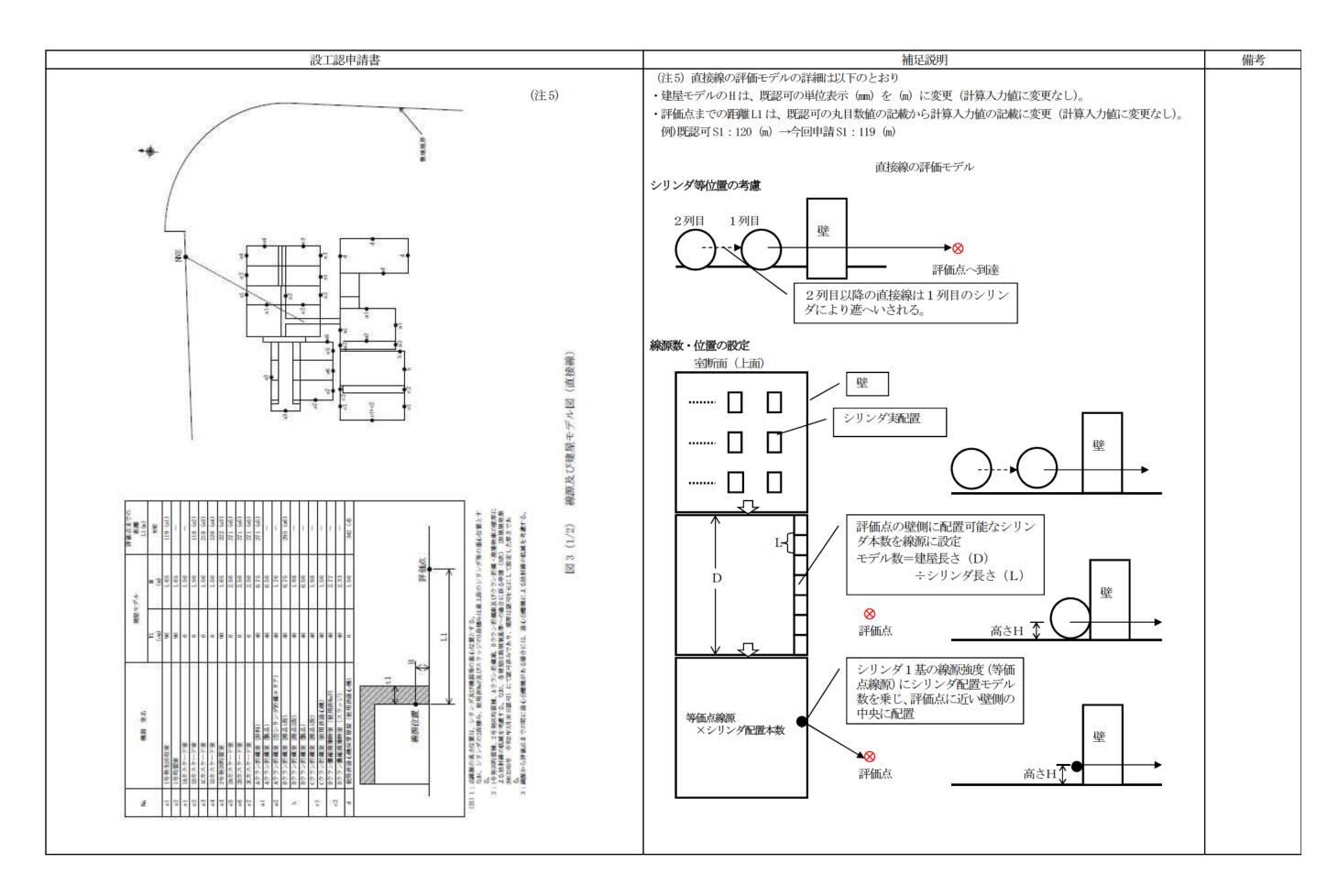
認可から変更

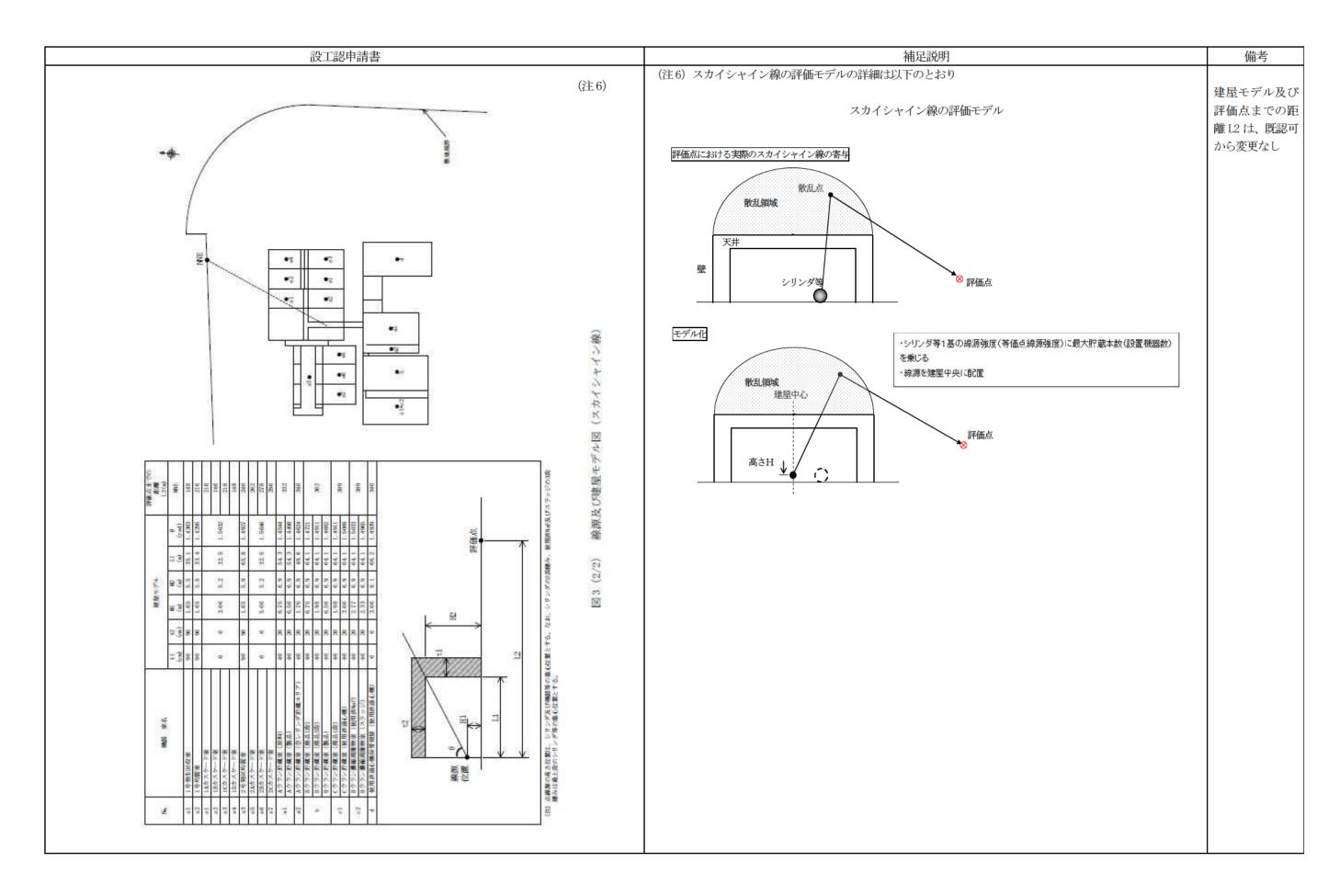
なし





※青枠で示した箇所は、設工認申請書の記載の充実化、適正化を図る箇所を示す





			設工認申請	<u></u> <u></u>	
			表1 (1/4) 線	源条件	
			名称	計算条件	備考
			原料シリンダ(発生槽)	a. UF ₆ 充填量 12501 kg b. 天然ウラン c. 10 年生成 d. UF ₆ 排気直後	*1
		1号	中間製品容器(製品回収槽)	a. UF ₆ 充填量 4500 kg b. 濃縮度 6 % c. 1 年生成 d. UF ₆ 排気直後	* 1 * 2 * 3
		発生 回収室	廃品シリンダ(廃品回収槽)	a. UF ₆ 充填量 12501 kg b. 天然ウラン c. 10 年生成 d. UF ₆ 排気直後	* 1 * 2 * 3
l l			製品コールドトラップ	a. UF ₆ 充填量 4500 kg b. 濃縮度 6 % c. 10 年生成 d. UF ₆ 排気直後	* 1 * 2 * 3
ウラン濃縮建屋	1号発回均質棟		原料シリンダ(原料シリンダ槽)	a. UF ₆ 充填量 12501 kg b. 天然ウラン c. 10 年生成 d. UF ₆ 排気直後	*1
			中間製品容器(均質槽)	a. UF ₆ 充填量 4500 kg b. 濃縮度 6 % c. 1 年生成 d. UF ₆ 排気直後	* 1 * 2 * 3
		1号均質室	製品シリンダ(製品シリンダ槽)	a. UF ₆ 充填量 2277 kg b. 濃縮度 6 % c. 10 年生成	* 1 * 2 * 3
			混合ガスコールドトラップ	a. UF ₆ 充填量 1000 kg b. 濃縮度 6 % c. 10 年生成 d. UF ₆ 排気直後	* 1 * 2 * 3
			UF ₆ 回収槽(付着ウラン回収容器)	a. UF ₆ 充填量 2277 kg b. 濃縮度 6 % c. 10 年生成 d. UF ₆ 排気直後	* 1 * 2 * 3

			設工認申請	書	
				源条件	
	,		名称	計算条件	備考
			原料シリンダ(発生槽)	a. UF ₆ 充填量 12501 kg b. 天然ウラン c. 10 年生成 d. UF ₆ 排気直後	*1
			中間製品容器(製品回収槽)	a. UF ₆ 充填量 4500 kg b. 濃縮度 6 % c. 1 年生成 d. UF ₆ 排気直後	*1 *2 *3
			廃品シリンダ(廃品回収槽)	a. UF ₆ 充填量 12501kg b. 天然ウラン c. 10 年生成 d. UF ₆ 排気直後	*1 *2 *3
	o II	2号 発回	製品コールドトラップ	a. UF ₆ 充填量 4500 kg b. 濃縮度 6 % c. 10 年生成 d. UF ₆ 排気直後	*1 *2 *3
<u> </u>	2 号 発回 均質棟	均質室	原料シリンダ(原料シリンダ槽)	a. UF ₆ 充填量 12501 kg b. 天然ウラン c. 10 年生成 d. UF ₆ 排気直後	*1
ウラン濃縮建屋			製品シリンダ(製品シリンダ槽)	a. UF ₆ 充填量 2277 kg b. 濃縮度 6 % c. 10 年生成	*1 *2 *3
屋			中間製品容器(均質槽)	a. UF ₆ 充填量 4500 kg b. 濃縮度 6 % c. 1 年生成 d. UF ₆ 排気直後	*1 *2 *3
		_	付着ウラン回収容器	a. UF ₆ 充填量 2277 kg b. 濃縮度 6% c. 10 年生成 d. UF ₆ 排気直後	*1 *2 *3
		2A~2C 中間室	廃品コールドトラップ	a. UF ₆ 充填量 6000 kg b. 天然ウラン c. 10 年生成 d. UF ₆ 排気直後	*1 *2 *3
7	1号 カスケ ード棟	1A~1D カスケ ード室	金属胴遠心機(1A~1D)	a. ウラン量 5000 kgU/ 台 b. 濃縮度 10 % c. 10 年生成	*1 *2 *3
7		2A~2C カスケ ード室	新型遠心機(2A~2C)	a. ウラン量 39 kgU/ 台 b. 濃縮度 10 % c. 10 年生成	*1 *2 *3

	設工	認申請書	
	表1 (3/4	線源条件	
	名称	計算条件	備考
	原料シリンダ(充填)	a. UF ₆ 充填量 12501 kg b. 天然ウラン	*1
		c. 10 年生成	*3
	廃品シリンダ(充填)	a. UF ₆ 充填量 12501 kg b. 天然ウラン	* 1
A ウラ A ウラ		c. 10 年生成	*3
ン貯蔵ン貯蔵		a. UF ₆ 充填量 2277 kg	* 1
	製品シリンダ	b. 濃縮度 6 %	* 2
		c. 10 年生成	*3
		d. UF ₆ 排気直後 a. UF ₆ 充填量 12501 kg	* 1
		a. 0r ₆ 元	* 1
	原料シリンダ(空)	c. 10 年生成	* 3
		d. UF ₆ 排気後減衰を考慮	1.0
		a. UF ₆ 充填量 12501 kg	* 1
	原料シリンダ(充填)	b. 天然ウラン	
	,	c. 10 年生成	* 3
n . L - n . L -		a. UF ₆ 充填量 12501 kg	* 1
B ウラ B ウラ	廃品シリンダ	b. 天然ウラン	
/ 灯殿 / 灯廠		c. 10 年生成	* 3
庫室		a. UF ₆ 充填量 2277 kg	* 1
	制具ションメディケー	b. 濃縮度 6 %	* 2
	製品シリンダ(空)	c. 10 年生成	*3
		d. UF ₆ 排気直後	
		a.UF ₆ 充填量 12501 kg	* 1
ウラン	廃品シリンダ(充填)	b. 天然ウラン	* 2
ウラン 貯蔵・ 、		c. 10 年生成	* 3
皮棄版 ン貯蔵		a. ウラン量	
	使用済遠心機	20500 kg/	* 1
/ - -	1√\ 111/1 KD. □ . \%	b. 濃縮度 10 %	* 2
l i		c. 10 年生成	* 3

	設工認申記	青書		
	表1 (4/4)	線源条件		
	名称	計算条件	備考	
ウラ	 使用済 NaF(200L ドラム缶)	a. ウラン量 4 kg b. 濃縮度 6 % c. 10 年生成	* 1 * 2 * 3	

ン B ウラン濃縮廃棄 a. 4500 kg * 1 濃 物室 b. 濃縮度 6 % ***** 2 縮 スラッジ (20L ドラム缶) c. 1 年生成 *3 廃 d. UF6排気 50 日後 棄 a. ウラン量 使用済遠心機保 20500 kg/ * 1 使用済遠心機 建 管建屋 b. 濃縮度 10 %

*1 原料シリンダ、廃品シリンダ、製品シリンダ、中間製品容器、製品コールドトラップ及び廃品コールドトラ ップは最大UF6充填量とする。

混合ガスコールドトラップは、最大充填量の全量がUF6とする。(注7)

屋

付着ウラン回収容器の最大充填量は1960 kg であるが、濃縮ウランを充填する製品シリンダと同じ2277 kg のUF。充填量で評価する。(注8)

c. 10 年生成

***** 2

***** 3

金属胴遠心機のウラン量(付着ウラン)は 台で 5000 kgU (注9) とする。新型遠心機の設置台数は 2A~20 カスケード設備それぞれ | 台ずつであるが、評価が安全側となるように設置可能な | 台 (注10) を設置する ものとし、ウラン量(付着ウラン)は 台で39 kgU (注11) とする。

*2 評価が安全側となるよう, 濃縮ウランの濃縮度を 6 % (注12) とする。

製品シリンダ、中間製品容器、製品コールドトラップ、混合ガスコールドトラップ、付着ウラン回収容器及 び金属胴遠心機内のウランは、線源強度が最大となる6%とする。新型遠心機内のウランは、10% (注12)と する。なお、新型遠心機のカスケード設備は、真空域の気体状のUF。を取扱うため、一般公衆の実効線量への 寄与は無視できるほど小さいが、運転時間の経過とともに遠心機内部に付着ウラン(UF4)が生成するものと仮 定する。

廃品シリンダ及び廃品コールドトラップ内のウランは、劣化ウランと同程度の線源強度を示す天然ウラン とする。

使用済 NaF に吸着されたウランは、天然ウラン、濃縮ウラン及び劣化ウランであり、線源強度が最大となる 6%とする。

*3 原料シリンダ、廃品シリンダ、製品シリンダ、製品コールドトラップ、廃品コールドトラップ、混合ガスコ ールドトラップ,付着ウラン回収容器,遠心分離機及び使用済 NaF の子孫核種の生成期間は,ウランの放射平 衡に近くなる期間 (充填後 10 年経過) (注13) とする。

中間製品容器は、年1回の内部洗浄を行うものとし、子孫核種の生成期間を1年 (注13) とする。

(注7) 混合ガスコールドトラップは、付着ウラン回収設備からカスケードへ供給した IF₇とカスケード内の付着 ウラン (UF4) の化学反応により生成したUF6と IF5の混合ガスを冷却し固体にして捕集する。

補足説明

備考

線源条件は、既認

可から変更なし

UF₄ (固体) + IF₇ (気体) → UF₆ (気体) + IF₅ (気体)

付着ウラン回収容器の最大充填量は、UF6と IF5の混合状態で 1960 kgであるが、被ばく評価上は、保守的評 価となるように、充填物の全てがUF6とする。

(注8) 付着ウラン回収容器は、製品シリンダの ANSI (ISO) 規格 30B と同じ寸法のため、被ばく評価上は、保守 的評価となるように、充填量が大きくなる製品シリンダと同じ2277 kg UF6とする。

(注9) 金属胴遠心機の付着ウラン量は、中性子線測定の結果から算出した値に大きめに余裕をとって5000 kg U

(注 10) 新型遠心機の設置台数は、カスケード 1 組 (150tSWU/y) 当たり ■ 台だが、被ばく評価上は、保守的 評価となるように、スペース的に設置可能な■ 台とする。

(注11) 新型遠心機は、回転体に新素材を使用しているため、ウランの付着が起きにくい構造となっており、当 社の研究開発棟(使用施設)における試験結果を元に39 kg U とする。

(注 12) カスケードで生産する製品 UF6の濃縮度は、濃縮度管理インターロックにより制限値の 5%を超えない ように管理する。また、金属胴遠心機よりも性能が向上している新型遠心機によるカスケードでは、カスケー ドの濃縮域の一部で濃縮度が 5%を超える場合があるが、カスケードの製品側出口で濃縮度が 5%以下となる ように遠心分離機と配管を接続した構成とする。

以上を踏まえて、被ばく評価に用いる濃縮度は、以下のとおり設定している。

【被ばく評価における濃縮度の設定】

	対象機器	設定濃縮度	設定根拠
被ばく評価	製品シリンダ、中間製品容器、製品	6%	カスケードの製品側出口より下流で
	コールドトラップ、混合ガスコー		は、最高濃縮度は5%となる。カスケ
	ルドトラップ、付着ウラン回収容		ードよりも下流の製品シリンダ等の
	器		機器(容器)については、保守的評価
			となるように、濃縮度を6%に設定。
	新型遠心機	10%	最高濃縮度5%の生産時には、カスケ
	金属胴遠心機		ードの濃縮域の一部で 7%程度にな
			る場合がある。カスケード設備につ
			いては、保守的評価となるように、カ
			スケード特性上の上限 10%に設定
			(金属胴遠心機含む)。

(注 13) ウランの子孫核種の生成期間と線量当量率の関係を次表に示す。線量当量率は、UF6の充填後、子孫核種 の生成により1年程度まで急速に上昇する。また、UF。排気後は、残留する子孫核種の減衰期間に応じて線量当 量率は低下する。

被ばく評価では、中間製品容器及びスラッジ以外の線源については、線量の上昇がほぼ平衡となる期間とし て、子孫核種の生成期間を10年に設定している。

※青枠で示した箇所は、設工認申請書の記載の充実化、適正化を図る箇所を示す

設工認申請書	補足説明	備考
設工認申請書	補足説明 中間製品容器は、UF®の充填後、1年間保管された後に排気される(製品シリンダに移し替える)までの期間を子孫核種の生成期間に設定している。 中間製品容器のUF®排気後、耐圧気密試験のために内部を水洗浄する際に発生するスラッジは、中間製品容器のUF®排気後、水洗浄されるまでの標準的期間の50日間を子孫核種の生成期間に設定している。 子孫核種の生成期間と線量当量率 (7 6 6 7 8 7 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9	備考
	製品コールドトラップ、廃品コールドトラップ、混合ガスコールドトラップ、付着ウラン回収容器は、UF ₆ の回収・移送を行うため、線量の高いUF ₆ 排気直後(ウランの自己遮蔽効果がなくなり、残存する子孫核種の減衰が始まる前の線量が高い状態)に設定している。	

		設工認申請書			
		表 2 線源の種類と	数量		
室名	称	線源の種類		效量	備考
1号発回均	1 号発生回収室	製品回収槽 (II 廃品回収槽 (44 製品コールドトラップ 原料シリンダ槽 (44	PC) 8Y)	5 4 5 4	IPC:中間製品容器
質棟	1号均質室		2008)	7 6 2 5 3 1	IPC:中間製品容器
2 号発回均	2 号発回均質	製品回収槽 (II 廃品回収槽 (44 製品コールドトラップ 均質槽 (II	(PC) (SY) 1	7 4 1 4 4 6 6	IPC:中間製品容器 IPC:中間製品容器
ウラン 濃縮 建 量	2A~2C 中間	原料シリンダ槽 (48 中間製品容器 付着ウラン回収容器	28Y)	1 2 0 2 5	
屋 	室 1A カスケー	廃品コールドトラップ	1	1 2	
	ド室	金属胴遠心機			
1 号カスケ	1B カスケー ド室	金属胴遠心機			
ード棟	1C カスケー ド室	金属胴遠心機			
	1D カスケー ド室	金属胴遠心機			
	2A カスケー ド室	新型遠心機			
2 号カスケ ード棟	2B カスケー ド室	新型遠心機			
	2C カスケー ド室	新型遠心機			

		設工認	申請書		
		原料シリンダ	(48Y)	2 2 8	
	A ウラン貯蔵室	製品シリンダ	(30B)	1 4 4	
ウラ		原料シリンダ	(48Y 空)	179	
1/		製品シリンダ	(30B)	1 5 6	
貯蔵	B ウラン貯蔵室	廃品シリンダ	(48Y)	432	廃品シリンダ2段積み
· 廃		廃品シリンダ	(48Y)	160	廃品シリンダ1段積み
廃棄物建屋	C ウラン貯蔵室	廃品シリンダ	(48Y)	630	廃品シリンダ2段積み
建层	しソフン灯敞主	使用済遠心機		2 3 1	
<u>-</u>	B ウラン濃縮廃棄物室	使用済 NaF		4400	
	D ソノン 仮補充果物主	スラッジ		4400	
使用酒	斉遠心機保管建屋	使用済遠心機			

(注)線量評価上の線源機器の数量

線源機器の数量は、シリンダ等の最大貯蔵量及び工程内における線源の最大取扱い数量とする。ただし、A・B・C ウラン貯蔵室の直接線の計算に用いる充填シリンダ数量については、壁側から2列目以後の充填シリンダからの直接線が、1列目の充填シリンダによる放射線の低減効果により無視できるため、1列目の数量のみとする。

2A~2C カスケード室に設置する新型遠心機の台数は 台であるが、評価が安全側となるように設置可能な台数 台とする。

B ウラン濃縮廃棄物室は、実際には、使用済 NaF 及びスラッジ以外にウエス、ゴム手袋等を保管するが、評価上は使用済 NaF 及びスラッジが満量で保管されるものとする。

3.2 計算結果

ウラン濃縮建屋の排気口を中心とした十六方位の周辺監視区域境界地点において、線量が最大となる地点の 評価結果を表3に示す。

貯蔵等に起因する一般公衆の外部放射線による線量は、北北東 (NNE) 方向の周辺監視区域境界で 1.8×10⁻² mSv/y である。

本数値は、線量告示に定める周辺監視区域外の線量限度($1\,\mathrm{mSv/y}$)に比べ十分小さく、また、「発電用軽水型原子 炉施設周辺の線量目標値に関する指針」において定める線量目標値($50\,\mu\,\mathrm{Sv/y}$)以下である。

補足説明

備考

設工認申請書					
	表 3 周辺監視区域境界の実効線量評価結果				
			(×1	0^{-3} mSv/y	
趸	建屋・機器室名 (線源位置)	項目	NNE	備考	
		直接線	0.2		
	1号発生回収室	スカイシャイン線	—		
		合計	0.2		
	1 号均質室	直接線 スカイシャイン線	0.00042		
	1 万均貝里	合計	0.00042		
Ď		直接線	0.11		
ラン	2号発回均質棟	スカイシャイン線	0.11		
濃綜		合計 直接線	0. 11 8. 5		
ウラン濃縮建屋	1号カスケード棟	スカイシャイン線	1.4		
产		合計	9.9		
	2号カスケード棟	直接線 スカイシャイン線	0. 039 0. 076		
		合 計	0. 115		
	合計	直接線	8.8		
	(ウラン濃縮建屋)	スカイシャイン線 合 計	1. 5 10. 3		
	A ウラン心等学	直接線			
	A ウラン貯蔵室 (原料,製品)	スカイシャイン線	3. 1		
	(//\\ 1) &CHH/	合計 直接線	3. 1 0. 048		
	A ウラン貯蔵室	スカイシャイン線	0. 048		
ウ	(空シリンダ)	合 計	0. 075		
ウラン貯蔵・	z B ウラン貯蔵室	直接線	_		
貯蔵		スカイシャイン線 合 計	2.8 2.8		
		直接線	_		
棄物	C ウラン貯蔵室	スカイシャイン線	0.72		
廃棄物建屋		合計 直接線	0.72		
Æ	Bワフン濃縮発果物至	スカイシャイン線	0.71		
	(使用済 NaF・スラッジ)	合 計	0.71		
	合計	直接線 スカイシャイン線	0. 05		
	(ウラン貯蔵・廃棄物建屋)	Aガインヤイン線	7. 4 7. 45		
		直接線	0.36		
使用	済遠心機保管建屋	スカイシャイン線	0.20		
		合計 直接線	0. 56 9. 2		
	合 計	スカイシャイン線	9. 1		
		合 計	18. 3		